

平成 27 年 3 月 24 日
環境省廃棄物・リサイクル対策部
災害廃棄物対策チーム

災害廃棄物対策の強化に向けた法制度等の整備・検討状況について

1. 法制度の整備に係る背景と目的

環境省では、東日本大震災に伴う災害廃棄物については、昨年 3 月末までに処理を完了すべく取り組んできた。同月、福島県の一部地域を除き、目標どおりに処理が完了したことから、今年度、制度的な視点から今後必要となる対応について検討を行ってきた。

今般、検討結果を踏まえ、災害により生じた廃棄物について、適正な処理と再生利用を確保した上で、円滑かつ迅速にこれを処理すべく、平時の備えから大規模災害発生時の対応まで、切れ目なく災害対策を実施・強化するため、法整備を行うこととしたもの。

2. これまでの検討経緯

- | | |
|-------------------|---|
| 平成 25 年 10 月 | 「巨大地震発生時における災害廃棄物検討委員会」（検討委員会）を立ち上げ。 |
| 平成 26 年 3 月 | 東日本大震災による災害廃棄物の処理を概ね完了。 |
| 9 月 | 検討委員会にて、「巨大災害発生時の災害廃棄物処理に係る対策スキーム」（対策スキーム）について検討。 |
| 12 月 | 中央環境審議会循環部会に、検討状況を報告。 |
| 平成 27 年 2 月 3 日 | 検討委員会にて、「対策スキーム」をとりまとめ。 |
| 2 月 6 日 | 中央環境審議会循環部会にて、「対策スキーム」のとりまとめ結果を報告、審議。 |
| 2 月 10 日
～23 日 | 「巨大災害時の災害廃棄物対策の基本的考え方」に対する意見募集（パブリックコメント）を実施。 |

3. 法案の概要

別紙のとおり。